四　前三号に掲げるもののほか、会館の管理上支障が生じたとき。

（使用料の徴収）

第四条　第二条各号に掲げる施設又は設備を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2　使用料は、施設又は設備の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

（使用料の減免）

第五条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第六条　既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により会館を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（規則への委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（秋田県児童会館使用料徴収条例の廃止）

2　秋田県児童会館使用料徴収条例（昭和三十六年秋田県条例第二十九号）は、廃止する。

別表（第四条関係）

一　ホールの使用料

区分		使用料の額		
		午前	午後	夜間
		午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後十時まで
児童の健全な育成のために使用するとき		九、二〇〇円	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円
入場料を徴収しない場合又は入場料一人当たりの最高額が三〇				

○円未満の場合	その他の目的のために使用するとき	一三、八〇〇円	二二、九〇〇円
入場料一人当たりの最高額が三〇〇円以上一、〇〇〇円未満の場合	児童の健全な育成のために使用するとき	一五、四〇〇円	二五、八〇〇円
	その他の目的のために使用するとき	二〇、七〇〇円	三四、四〇〇円
入場料一人当たりの最高額が一、〇〇〇円以上の場合	児童の健全な育成のために使用するとき	一八、三〇〇円	三〇、八〇〇円
	その他の目的のために使用するとき	二七、五〇〇円	四五、八〇〇円
			二二、九〇〇円
			二五、八〇〇円
			三四、四〇〇円
			三〇、八〇〇円
			四五、八〇〇円

備考

一　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

二　この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義でするかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

三　使用者が入場料を徴収しない場合又は一人当たりの最高額が千円未満の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料一人当たりの最高額が千円以上の場合の使用料を徴収する。

二　冷暖房設備の使用料

区分	使用料の額（一時間につき）	
ホール	児童の健全な育成のために使用するとき	二、〇〇〇円
	その他の目的のために使用するとき	二、一〇〇円

備考　使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

三　ピアノ及び電子オルガンの使用料

区分	使用料の額（一台一時間につき）	
	児童の健全な育成のために使用するとき	その他の目的のために使用するとき
グランドピアノ	一、六〇〇円	一、七〇〇円
アップライトピアノ	五二〇円	五八〇円
電子オルガン	一、六〇〇円	一、七〇〇円

備考　使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

四　拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の使用料

区分		使用の単位	使用料の額			
			第一号の表に掲げる午前の時間帯に使用する場合		第一号の表に掲げる午後又は夜間の時間帯に使用する場合	
			児童の健全な育成のために使用するとき	その他の目的のために使用するとき	児童の健全な育成のために使用するとき	その他の目的のために使用するとき
拡声設備	音響装置（マイク一本付き）	一式につき	一、六〇〇円	一、七〇〇円	二、六〇〇円	二、九〇〇円
	レコードプレーヤー	一台につき	一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
	テープレコーダー		八三〇円	九一〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
	コンパクトディスクプレーヤー		八三〇円	九一〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
	ミニディスクプレーヤー		八三〇円	九一〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
	ワイヤレスマイク	一個につき	八三〇円	九一〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
	マイク	一本につき	五二〇円	五八〇円	八六〇円	九六〇円
	ステージスピーカー		四二〇円	四六〇円	七〇〇円	七七〇円

移動型スピーカー	一台につき	二五〇円	二八〇円	四二〇円	四六〇円
跳ね返りスピーカー		二五〇円	二八〇円	四二〇円	四六〇円
第一ボーダーライト		一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
第二ボーダーライト		一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
プロセニアムライト		一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
第一サスペンミッションライト		一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
第二サスペンミッションライト		一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
ホリゾンライト		一、六〇〇円	一、七〇〇円	二、六〇〇円	二、九〇〇円
シーリングスポットライト		一、六〇〇円	一、七〇〇円	二、六〇〇円	二、九〇〇円
フロントサイドスポットライト（四列）		八三〇円	九一〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
センターピンスポットライト（二列）		六七〇円	七四〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円
天井反射板ライト		五二〇円	五八〇円	八六〇円	九六〇円
トーメンタルライト（二列）		三一〇円	三五〇円	五二〇円	五八〇円
バルコニースポットライト（六列）		五二〇円	五八〇円	八六〇円	九六〇円
花道フットライト（二列）	一式につき	一〇〇円	一一〇円	一八〇円	二〇〇円
花道上部フットライト（四列）		三一〇円	三五〇円	五二〇円	五八〇円
ローアホリゾンライト（八本）		五〇〇円	五四〇円	八三〇円	九一〇円

	フットライト（二列）		三一〇円	三五〇円	五二〇円	五八〇円
	平凸（とつ）八インチレンズスポットライト（移動式）		六二〇円	六九〇円	一、〇〇〇円	一、一〇〇円
	フレネル八インチレンズスポットライト（移動式）		七三〇円	八一〇円	一、二〇〇円	一、四〇〇円
	平凸（とつ）六インチレンズスポットライト（移動式）		一六〇円	一八〇円	二六〇円	二九〇円
	フレネル六インチレンズスポットライト（移動式）		一六〇円	一八〇円	二六〇円	二九〇円
	フットスポットライト（移動式）		一六〇円	一八〇円	二六〇円	二九〇円
	フラッドライト		二七〇円	三〇〇円	四五〇円	四九〇円
	ディスクマシン		四二〇円	四六〇円	七〇〇円	七七〇円
	スパイルマシン		四二〇円	四六〇円	七〇〇円	七七〇円
	フィルムマシン		四二〇円	四六〇円	七〇〇円	七七〇円
映写設備	一六ミリ用映写機（スクリーンを含む。）	一式につき	一、九〇〇円	二、一〇〇円	三、二〇〇円	三、五〇〇円
	スライド用映写機（スクリーンを含む。）	一式につき	四二〇円	四六〇円	七〇〇円	七七〇円
舞台	金びょうぶ	一双につき	六七〇円	七四〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円
	所作台	一式につき	一、九〇〇円	二、一〇〇円	三、二〇〇円	三、五〇〇円
	平台		六七〇円	七四〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円
	オーケストラピット	一基につき	二、五〇〇円	二、八〇〇円	四、二〇〇円	四、六〇〇円

設備				
舞台せり上げ装置		六七〇円	七四〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円
音響反射板	一式につき	一、二〇〇円	一、四〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円
バック幕	一枚につき	二五〇円	二八〇円	四二〇円	四六〇円
暗転幕		二五〇円	二八〇円	四二〇円	四六〇円

五　持込み器具に係る電力設備の使用料

区分	使用料の額（一時間につき）	
	児童の健全な育成のために使用するとき	その他の目的のために使用するとき
持込み器具の定格消費電力の合計が一回路につき一キロワット未満	三〇円	三〇円
持込み器具の定格消費電力の合計が一回路につき一キロワット以上三キロワット未満	一〇〇円	一〇〇円
持込み器具の定格消費電力の合計が一回路につき三キロワット以上五キロワット未満	一六〇円	一七〇円
持込み器具の定格消費電力の合計が一回路につき五キロワット以上	三三〇円	三五〇円

備考　使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県陽光園条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第七十三号

秋田県陽光園条例

（設置）

第一条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する要保護女子を入所させて、保護し、及び自立に必要な支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に規定する被害者を保護するため、秋田県陽光園（以下「陽光園」という。）を秋田市手形住吉町四番二十六号に設置する。

（指定管理者による管理）

第二条　陽光園の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第三条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　入所者の保護及び自立に必要な支援に関する業務

二　前号に掲げるもののほか、陽光園の管理に関し知事が必要と認める業務

（管理の基準）

第四条　指定管理者は、入所者の処遇に関する基準その他の知事が定める管理の基準に従って陽光園の管理を行わなければならない。

（委任規定）

第五条　この条例に定めるもののほか、陽光園の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県健康増進交流センター条例及び秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第七十四号

秋田県健康増進交流センター条例及び秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例

（秋田県健康増進交流センター条例の一部改正）

第一条　秋田県健康増進交流センター条例（平成九年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「許可」を「使用の許可」に改め、同条中「前条の規定による」を「使用の」に改め、同条第一号中「偽りその他不正な手段」を